

# 琵琶湖・長浜オープンウォータースイムレース競技規則

## 総則

本規則は、公益財団法人日本水泳連盟「オープンウォータースイミング競技規則」に則り、琵琶湖オープンウォータースイムレース実行委員会（以下「実行委員会」という）が主催する琵琶湖・長浜オープンウォータースイムレース（以下「本大会」という）において、競技者の安全のためまた、競技を安全に運営するために必要な事項を定めるものである。

## 第1条 参加資格

1. 参加者は、本大会が過酷な競技（命に係わる事故を招きやすい競技）を行うものであることを事前に理解・了解して自己の責任のもと競技に出場すること。
2. 参加者は、小学生以上で参加種目の距離を完泳出来る泳力があり、定期的に水泳練習を行っている心身ともに健康な者であること。なお、5 km日本選手権トライアルの部参加者については、大会開催年の12月31日時点の年齢が14歳以上で、(公財)日本水泳連盟競技者登録完了者であること。
3. 参加者は、自己の健康状態に留意した上で、何ら異常がない状態で競技に出場すること。大会前日には十分な睡眠をとり飲酒を控えるようにすること。また、近隣市町村で試合前日に十分睡眠が確保される場合以外は前泊し、大会当日の長距離移動を控えるようにすること。
4. 既往症(内蔵疾患・心臓疾患・呼吸器系疾患等)のある者および何らかの原因で医師から水泳や激しいスポーツが止められている者は出場不可とする。
5. 参加者およびその家族および関係者は、本大会に関わる競技役員および関係者・関係団体に対して、大会実施中に発生した事故や怪我などに関する損害賠償の請求権について、すべて放棄する旨を誓約書にて誓約すること。
6. 参加者は、本規則および誓約事項の内容を十分に理解し、承諾した上で本人直筆の日付ならびに署名入りの誓約書を提出すること。なお、未成年者は親権者直筆の日付ならびに署名入りの誓約書を提出すること。

## 第2条 安全対策

本大会は、(公財)日本水泳連盟「オープンウォータースイミング競技に関する安全対策ガイドライン」に準じ、安全対策を講じるものとする。

1. 湖上では、救助船・監視船等（漁船・モーターボート等）を配備し、ライフガードによる監視を行う。また湖上では、競技者がライフガードの指示に従うことで安全を確保する。
2. 陸上からはコース全体や競技者の位置の監視を行い、陸・湖上で無線機を利用し、適時競技者の人数を把握する。
3. 大会中は、医療従事者を常駐し、本部テントにAEDおよび通常スポーツで使用される応急処置用の機材を置く。

### 第3条 競技種目とコース

1. 種目は、個人種目 500m、1 km、3.34 km、5 km、5 km日本選手権トライアルの部とする。団体種目（リレー）は 500m×4名とする。
2. 500m・1 km・3.34 km・5 km競技のいずれかの個人2種目と、団体1種目（リレー）の合計3種目までの出場が認められる。3.34 kmと 5 kmは同時スタートのため、両方のエントリーはできない。
3. コースは、種目別に以下となる。
  - (ア) 500mは、三角形に作られた 500mコースを1周。
  - (イ) 1 kmは、三角形に作られた 500mコースを2周。
  - (ウ) 3.34 kmは、四角形に作られた 1,670mコースを2周。
  - (エ) 5 kmは、四角形に作られた 1,670mコースを3周。
  - (オ) 500m×4名のリレーは、三角形に作られた 500mコースを1人1周、陸上でタッチし次の泳者へつなぎ合計4名で4周。
4. 天候等の影響を受け、コースや距離が変更になる場合がある。

### 第4条 制限時間

1. 本大会は競技者全員が安全に競技を終了するため、制限時間を設ける。
2. 制限時間以内でも、審判長が安全確保上必要と判断した場合は、退水を告知することがある。この告知権利は、湖上ではライフガードが有する。
3. 制限時間を過ぎても、その競技者が安全に確実にフィニッシュできると判断した場合、そのまま競技を続けることができる。
4. 制限時間による途中退水か続行かの判断は、審判長が有する。
5. 本大会の各種目の制限時間は以下となる。

距離	制限時間
500m	30分
1 km	45分
3.34 km	105分（周回制限：50分）
5 km	160分（周回制限：3.34 kmを95分）
500m×4名リレー	60分

## 第5条 水着等競技中の服装

### 1. 5 km日本選手権トライアルの部の競技者について

(ア)水着は、(公財)日本水泳連盟オープンウォータースイミング競技規則のとおり FINA 公認水着着用とする。

(イ)ウェットスーツ着用については、FINA ルールにより以下のとおりとする。

- ① 水温 20 度未満はウェットスーツ着用を認める。
- ② 水温 20 度以上はウェットスーツ着用を認めない。

### 2. 一般の部 (5 km日本選手権トライアルの部以外) の競技者について

(ア)体温の保温や日焼けによる疲労、藻や海洋生物から身を守るといった観点から、FINA やマスターズ水泳等では禁止されているロング水着やバイオラバー系の水着等の高速水着の着用を認める。同様の観点からラッシュガードを重ね着して泳ぐことも可能とする。ただし、高速水着については厚さ 1 mm以下とする。

(イ)ウェットスーツについては、ラバーの厚みにより浮力が生じるため以下のとおりとする。

- ① 水温 24 度未満はウェットスーツ着用を認める。
- ② 水温 24 度以上はウェットスーツ着用を認めない。ただし、競技者の判断によりウェットスーツを着用して出場することは可能とする。その場合、タイムは計測するが順位・入賞の対象にはならない。(着用者は必ず競技前に大会本部に申告こと。)

(ウ)高速水着とウェットスーツの判断については、審判長が有する。

(エ)競技者の判断により、実行委員会指定の浮きを装着することを可能とする。ただし、競技者の安全の確保のためにも、プルブイ・キックボード・フィン・シュノーケルは着用不可とする。

### 3. 本大会では、実行委員会指定のスイムキャップを使用する。ただし、ラテックスアレルギー等により使用できない競技者は、必ず大会本部へ申告の上、私用のキャップを使うこととする。

## 第6条 競技中の競技者への支援

1. 今大会最長距離が 5 kmとなるが、個人的な伴泳・飲食物の供与およびボート等による支援など一切の援助を受けることはできない。
2. 安全面の配慮からブイやライフガード等へつかまっただの一時的な休憩を認めるが、ほぼ全身が水面から上がる形での休憩は失格とする。また、ライフガードの浮力体を用いて泳いだ場合も失格とする。

## 第7条 競技者の禁止事項

1. 本大会による競技は、琵琶湖で行われるエコスイムと位置づけし、「泳ぐことで優しくなれる」をモットーとする。よって、ごみのポイ捨てや路上駐車、大会スタッフへの悪質対応、不当な行為・虚偽の申告など、エコスポーツマンらしくならぬ行動があった場合失格となる。
2. 競技者はアルコール類を飲んで出場したり、法律で禁止されている薬物や刺激物を競技のために用いたりしての出場はできない。万が一競技途中でこのような行為やこのような状態が見られた場合、即時失格とし、今後、本大会への出場は認めない。

3. 年齢・性別等の虚偽申告、申込者本人以外の出場（代理出場・権利譲渡）は認めない。緊急時の救護連絡に支障をきたすこともあるため、このような行為が判明した場合、即刻失格とし出場を中止されるばかりでなく、今後の本大会への申込自体ができなくなる場合がある。

## 第8条 競技役員の権限

競技役員は大会運営を妨げたり、大会出場者の生命に危険を及ぼしたりする恐れのある競技者を失格・退場にさせる権限を保有する。

## 第9条 計測方法と途中棄権

1. 競技の計測はすべてコンピュータによる自動計測システムを採用する。これはあらかじめフィニッシュ地点に設置されたセンサーを感知して計測するものである。
2. 途中棄権の競技者は必ず本部へ棄権したことを通告すること。

## 第10条 スタートおよびフィニッシュ

1. 5 km日本選手権トライアルの部のスタートは、フローティングスタート（水中スタート）とする。
2. 一般の部（5 km日本選手権トライアルの部以外）のスタートは、水中に膝まで入ってのスタートとする。
3. 男女種目別に出場者 100 名までは一斉スタートとする。100 名を超えた場合には競技者の安全の確保のため、分割スタート方式とする。ただし、分割スタートについては、会場の状況から審判長が判断する。
4. スタートの合図は号砲、笛、ブザーなどで出発合図員が行う。
5. フライングは1回で失格となる。競技のやり直しは行わない。
6. フィニッシュ地点は水際から5～20mほど砂地を上った場所に設置する。
7. フィニッシュ地点に設置した感知センサーの通過と計測テントでの本人確認によってフィニッシュとなる。フィニッシュ判定用のタッチ板は使用しない。

## 第11条 表彰および入賞

### 個人種目

1. 500mは、総合男女別 1～3 位までを入賞とし表彰する。
2. 1 km・3.34 km・5 kmは、総合男女別 1～3 位までを入賞とし表彰する。また、各年齢区分の男女別 1～3 位までを入賞とする。ただし、総合男女別に入賞した場合は年齢区分別入賞から外れる。
3. 5 km日本選手権トライアルの部は、総合男女別 1～3 位までを入賞とし表彰し、OWS 日本選手権の出場権を付与する。

### 団体種目

総合 1～3 位までを入賞とし表彰する。また、各年齢区分別の 1～3 位までを入賞とする。ただし、総合入賞した場合は年齢区分別入賞から外れる。

## 第12条 年齢区分

年齢区分の決定は、大会開催年の12月31日時点の年齢とする。

個人種目：18歳以下 ・ 19-24歳 ・ 25-29歳 ・ 30-34歳 ・ 35-39歳 ・ 40-44歳 ・  
45-49歳 ・ 50-54歳 ・ 55-59歳 ・ 60-64歳 ・ 65-69歳 ・ 70-74歳 ・  
75-79歳 ・ 80歳以上

団体種目：(4人の年齢の合計)119歳以下・120-159歳・160-199歳・200-239歳・240歳以上

## 第13条 完泳証

当日競技終了後、記録が確定した時点で完泳者全員に完泳証を発行する。

## 第14条 競技の中止基準

1. 次に掲げる条件の場合は、中止とする。

(ア)琵琶湖の水温が18度以下もしくは32度以上の場合。

(イ)風速が10m以上あるか、それに同等するような白波がたったり強風が吹く恐れがあったりし危険と判断される場合。

(ウ)雨や霧などにより著しく視界が悪い場合や雷などにより競技者の安全が確保できないと判断された場合。

(エ)台風・地震など自然災害が発生した場合。

(オ)所轄の警察署、消防署等による中止勧告があった場合。

(カ)その他、審判長が競技者の安全を第一に考え、競技続行不能と判断した場合。

## 第15条 個人情報の取り扱い

1. 実行委員会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律および関連法令等を遵守し、主催者の個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱う。

2. エントリー時に登録された個人情報のうち、完泳者の氏名、県、市町村名、記録は、大会が存続する限り保管され、テレビ、新聞、雑誌、インターネットへ掲載する場合がある。

3. エントリー時に登録された個人情報は、登録情報の確認、本大会に関する通知、記録の計測、次回大会の案内送付のために使用する。

4. エントリー時に登録された個人情報のうち、氏名、年齢、所属を大会プログラムに掲載する。

5. 大会の映像・写真・記事・記録等において、氏名・年齢・性別・肖像等の個人情報を新聞・テレビ・ポスター・プログラム等に報道・掲載・利用する場合がある。また、その掲載権・使用権は実行委員会に属する。

## 第16条 その他

1. 個人の荷物および貴重品などは参加者各自の責任において管理する。実行委員会は盗難にともなう賠償には一切応じない。
2. 実行委員会で保険に加入するが、危険度の高い競技であることから、必要な保険(生命保険・傷害保険)は参加者各自の責任で加入することを推奨する。
3. 参加者およびその家族等関係者は、本大会参加のマナーを守り、他の参加者やボランティア、沿道周辺住民への配慮を心がける。
4. エントリー料は、申込後のキャンセルの場合、または当日不参加の場合、あるいは天災等で止むを得ず開催できない場合も返却されない。
5. 大会前日および大会当日の進行状況に関わらず、大きな事故が発生した際には、それ以降の大会を中止する。また、この場合もエントリー料は返却されない。
6. 参加者の宿泊の予約に関しては、実行委員会は一切責任を負わない。予約後のキャンセルの場合、または当日不参加の場合、あるいは天災等で止むを得ず開催できない場合などの宿泊キャンセルに関しては、各宿泊施設の規定に従う。